

南房総広域水道企業団公告 第 17 号

制限付き一般競争入札の実施について

制限付き一般競争入札を実施するので、地方自治法施行令(昭和 22 年政令第 16 号。以下「令」という。)第 167 条の 6 及び南房総広域水道企業団財務規程(平成 2 年管理規程第 1 号。以下「財務規程」という。)第 111 条の規定により、次のとおり公告する。

令和 7 年 9 月 11 日

南房総広域水道企業団企業長 太 田 洋

1 制限付き一般競争入札に付する事項

- (1) 工 事 名 1 系 1 号沈殿池電気計装設備更新工事
- (2) 工事箇所 千葉県夷隅郡大多喜町小谷松 500 番地 大多喜浄水場
- (3) 工 期 契約日の翌日から 8 1 0 日間
- (4) 工事業種 電気工事
- (5) 工事概要 本工事は 1 系 1 号沈殿池電気計装設備の老朽化に伴い、更新を行うものである。

2 入札参加者に必要な資格に関する事項

本工事の入札に参加する者(以下「入札参加者」という。)に必要な資格は、次のとおりである。

- (1) 令第 167 条の 4 及び財務規程第 112 条の規定に該当しない者。
- (2) 財務規程第 113 条第 1 項に定める南房総広域水道企業団入札参加資格者名簿に登録された者。
- (3) 建設業法(昭和 24 年法律第 100 号。以下「法」という。)第 3 条の規定による本工事に係る許可を有する者。
- (4) 本工事と同種の建設工事について元請として施工実績がある者。
なお、同種の建設工事とは、上水道又は工業用水道施設における電気工事をいう。
- (5) 法第 26 条に定める主任技術者又は監理技術者を適正に配置することができる者。
- (6) 南房総広域水道企業団(以下「企業団」という。)又は国若しくは他の地方公共団体等から本工事の入札公告日から入札日までの間、指名停止措置を受けていない者。
- (7) 会社更生法(平成 14 年法律第 154 号。以下「更生法」という。)第 17 条に定める更生手続開始の申立てがなされている者(更生法第 41 条に定める更生手続開始決定を受けている者は除く。)又は民事再生法(平成 11 年法律第 225 号。以下「再生法」という。)第 21 条に定める再生手続開始の申立てがなされている者(再生法第 33 条に定める再生手続開始決定を受けている者を除く。)でないこと。

- (8) 本工事に係る設計業務等の受託者でない者で受託者と資本又は人事面において関連がない者。

本工事に係る設計業務等の受託者 なし

- (9) 次に掲げる要件に該当する者。

ア 財務規程第 113 条第 1 項に定める南房総広域水道企業団入札参加資格者名簿における電気工事の格付等級が A 等級である者。

3 設計図書等の縦覧及び貸与

本工事に係る契約書案、入札約款、設計図書及び仕様書（以下「設計図書等」という。）等の縦覧及び貸与を、次に掲げる日時及び場所において実施する。

- (1) 縦覧期間 令和 7 年 9 月 11 日（木）から令和 7 年 9 月 29 日（月）まで
※南房総広域水道企業団の休日定める条例（平成 2 年条例第 2 号）第 1 条第 1 項に定める企業団の休日（以下「企業団の休日」という。）を除く。
- (2) 縦覧時間 午前 8 時 30 分から午後 5 時まで（正午から午後 1 時までを除く。）
- (3) 縦覧場所 南房総広域水道企業団のホームページ及び南房総広域水道企業団 業務課
- (4) 貸 与 等
- ・設計図書等は、企業団のホームページからダウンロードできるほか、CD-R による配付も行うので希望する者は、CD-R（未使用）を用意し下記 16 の問合せ先に連絡すること。
 - ・設計図書等の貸与は、設計図書等の縦覧と同時に行うので、設計図書等の貸与を受けた者は、速やかに返却すること。
- (URL: <http://www.m-sui.jp/bids/limit.html>)

- (5) 設計図書等に対する質問

設計図書等に対する質問がある場合は、企業団企業長あてに書面（任意様式）により郵送等で提出すること（必着）。

ア 提出期限 令和 7 年 9 月 18 日（木）まで

イ 受付時間 午前 8 時 30 分から午後 5 時まで（正午から午後 1 時までを除く。）

ウ 提 出 先 南房総広域水道企業団 業務課

住所 〒298-0228 千葉県夷隅郡大多喜町小谷松 500 番地

電話 0470-82-5651

エ 提出部数 1 部 ※必ず連絡先の電子メールアドレスを明記すること。

質問に関する回答は、令和 7 年 9 月 24 日（水）移行に電子メールで回答する。

4 入札説明書等の配付

本工事に係る入札説明書、制限付き一般競争入札参加申請書及び制限付き一般競争入札参加申請資料等を、次に掲げる日時及び場所において配付する。

- (1) 配付期間 令和7年9月11日(木)から令和7年9月29日(月)まで
※企業団の休日を除く。
- (2) 配付時間 午前8時30分から午後5時まで(正午から午後1時までを除く。)
- (3) 配付場所 南房総広域水道企業団ホームページ及び南房総広域水道企業団 業務課
- (4) 配付方法 企業団のホームページからダウンロードできるほか、CD-Rによる配付も行うので希望する者は、CD-R(未使用)を用意し下記16の問合せ先に連絡すること。
(URL: <http://www.m-sui.jp/bids/limit.html>)

5 入札参加の申請

本工事の入札に参加を希望する者は、制限付き一般競争入札参加申請書及び制限付き一般競争入札参加申請資料等各1部を、事前に電子メールで送付(送付先: gyoumu@m-sui.jp)し、担当者に確認を受けた上で、次に掲げる期間中に受付場所に郵送等により提出すること(必着)。

- (1) 受付期間 令和7年9月11日(木)から令和7年9月26日(金)まで
※企業団の休日を除く。
- (2) 受付時間 午前8時30分から午後5時まで(正午から午後1時までを除く。)
- (3) 受付場所 南房総広域水道企業団 業務課

6 入札の場所及び日時

- (1) 場 所 南房総広域水道企業団2階 会議室
- (2) 日 時 令和7年9月30日(火) 午前11時から

7 入札保証金

免除する。

8 最低制限価格の設定

本工事に係る入札は、最低制限価格を設定するものとし、最低制限価格は予定価格の80%とする。

9 工事費内訳書の提出

- (1) 工事費内訳書は、工事に係る入札の際は入札参加者全員に提出を求めるので、必ず持参すること。
- (2) 工事費内訳書は、入札書を入れた封筒に同封の上、入札箱に投函すること。

10 入札書に記載する金額

落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の10に相当する金額を加算した金額(当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額)をもって落札価格とするので、入札者は消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

11 入札の執行

- (1) 入札は、入札約款（平成2年8月1日制定）に基づき実施する。ただし、入札約款第9条に規定する再度入札は行わない。
- (2) 入札は、上記6の場所及び日時に出頭し行わなければならないものとし、郵送による入札は禁ずる。
- (3) 入札参加者は、入札に先立ち、上記5の受付によりに交付を受けた受付票の写し（以下「受付票の写し」という。）を提出すること。

12 入札の無効

本工事の入札については、財務規程第119条の規定によるほか、次に掲げる入札は無効とする。

- (1) 入札参加申請をしていない者及び入札参加申請にあたり虚偽の申請をした者のした入札。
- (2) 受付票の写しを持参しない者のした入札。
- (3) その他入札に関する条件に違反した入札。

13 落札者の決定

- (1) 本工事の入札は、開札の結果に基づき第1順位者から順位を確定し、落札者を保留する。ただし、最低制限価格を設定しているときは、最低制限価格の制限の範囲内で最低の価格をもって入札した者を第1順位者とする。
- (2) 入札終了後、第1順位者から順に入札参加資格を有する者1名が確認できるまで審査又は調査等を行い、その結果に基づき落札者を決定する。
- (3) 落札者の決定は、入札日の翌日から起算して5日以内（企業団の休日を除く。）に行う。ただし、やむを得ない事情があるときは5日を超えることができるものとする。

14 落札者決定の通知

- (1) 落札者を決定したときは、落札者に対しては、落札者決定後、直ちに電話等により通知し、入札参加者に対しては、書面により速やかに通知する。
- (2) 入札参加資格の審査の結果、落札者と認められない入札参加者は、原則として（1）の通知を送付した日を含め7日以内（企業団の休日を除く。）に、企業長に対し、その理由について書面により説明を求めることができる。
- (3) 落札者と認められない入札参加者が、その理由について説明を求めた場合の回答は、原則として説明を求められた日から5日以内（企業団の休日を除く。）に、書面により行う。

15 その他

- (1) 入札参加申請資料作成説明会及び現場説明会は実施しない。
- (2) 入札参加申請資料のヒアリングは実施しない。
- (3) 提出された入札参加申請資料等は返却しない。
- (4) 工期は、事情により変更することがある。

16 問合せ先

南房総広域水道企業団 業務課（契約担当）

〒298-0228

千葉県夷隅郡大多喜町小谷松 500 番地

電 話 0470-82-5651

F A X 0470-82-5654

E-mail gyoumu@m-sui.jp